

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

新制度の施設型給付費と国・県・市の財政負担

就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。
 具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設が教育・保育を提供するために必要な経費の一部を国・県・市が給付費として支払うこととなります。なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てられるようにするため、市から施設に支払うしくみ(法定代理受領)となっています。

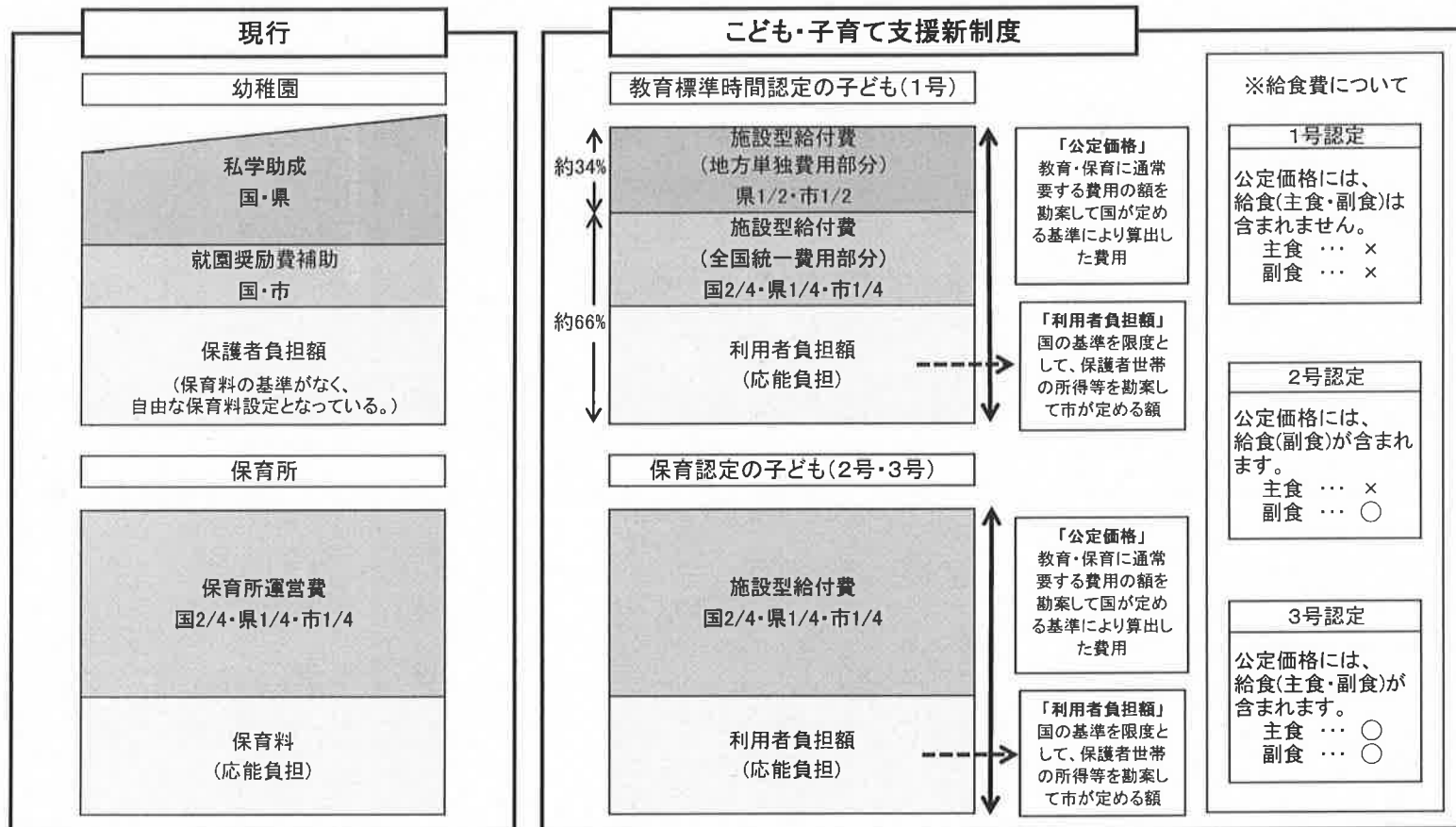
教育・保育施設を利用する保護者は、新たに市の認定を受けていただく必要があります。

3つの認定区分

3つの認定区分		利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所、認定こども園

利用者負担の支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園を利用する場合 …… 利用者は施設に支払います。
 保育所を利用する場合 …… 利用者は市に支払います。



現行の幼稚園・保育所の利用者負担

幼稚園

私立幼稚園には、保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっています。

海の星幼稚園(45人)

保育料	20,000円(月額)
給食費	5,000円(月額)
入園金	13,000円
保育用品代	5,000円程度(全て購入の場合)
制服用品代	15,000円程度(全て購入の場合)
設備費	3,000円(年額)

和光幼稚園(73人)

保育料	16,000円(月額)
給食費	4,000円(月額)
入園金	13,000円
その他経費	教材費:実費、バス代:なし

- ※ 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

輪島市私立幼稚園就園奨励費補助金

生活保護、市民税非課税の世帯	……	年額4万円
市民税所得割非課税の世帯	……	年額2万円
市民税所得割17,600円以下の世帯	……	年額1万円

保育所

保育所では、保護者世帯の所得等に応じた保育料(応能負担)となっています。

(単位:円)

階層区分		推定年収	3歳以上	3歳未満	H26該当児童数
1	生活保護世帯	—	0	0	3
2	市民税(非課税世帯)	—	10,000	12,000	60
3	市民税(課税世帯)	~103万円	14,000	16,000	104
4	所得税 37,500円未満	~185万円	20,000	22,000	118
5	所得税 75,000円未満	~293万円	25,000	27,000	120
6	所得税 152,500円未満	~427万円	28,000	34,000	77
7	所得税 152,500円以上	427万円~	31,000	41,000	25

- ※ 年少扶養控除 … 有
- ※ 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。
- ※ 母子世帯等
第2階層…1人目半額とし、2人目以降無料
- ※ 在宅障害児(者)のいる世帯
第2階層…半額
第3階層から第7階層…1階層を減じた階層。

年少扶養控除とは…

納税者に16歳未満の扶養親族がいる場合に適用される所得控除。子ども手当の導入に伴い、平成22年度の税制改正により廃止された。

◆ 所得税については平成23年度分から、個人住民税は平成24年度徴収分から廃止。廃止前の控除額は、所得税で38万円、個人住民税で33万円だった。

◆ 保育料に関しては、平成26年度で激変緩和措置が終了。

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(国の基準)

教育標準時間認定(1号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		推定年収	保育料
1	生活保護世帯	—	0
2	市民税(非課税世帯)	~270万円	9,100
3	市民税(所得割) 77,100円以下	~360万円	16,100
4	市民税(所得割) 211,200円以下	~680万円	20,500
5	市民税(所得割) 211,201円以上	680万円~	25,700

- 年少扶養控除 … 無
- 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料。
- 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		保育料
2	市民税(非課税世帯)	0
3	市民税(所得割) 77,100円以下	15,100

保育認定(2号・3号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		推定年収	3歳以上		3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	—	0	0	0	0
2	市民税(非課税世帯)	~260万円	6,000	6,000	9,000	9,000
3	市民税(所得割) 48,600円未満	~330万円	16,500	16,300	19,500	19,300
4	市民税(所得割) 97,000円未満	~470万円	27,000	26,600	30,000	29,600
5	市民税(所得割) 169,000円未満	~640万円	41,500	40,900	44,500	43,900
6	市民税(所得割) 301,000円未満	~930万円	58,000	57,100	61,000	60,100
7	市民税(所得割) 397,000円未満	~1130万円	77,000	75,800	80,000	78,800
8	市民税(所得割) 397,000円以上	1130万円~	101,000	99,400	104,000	102,400

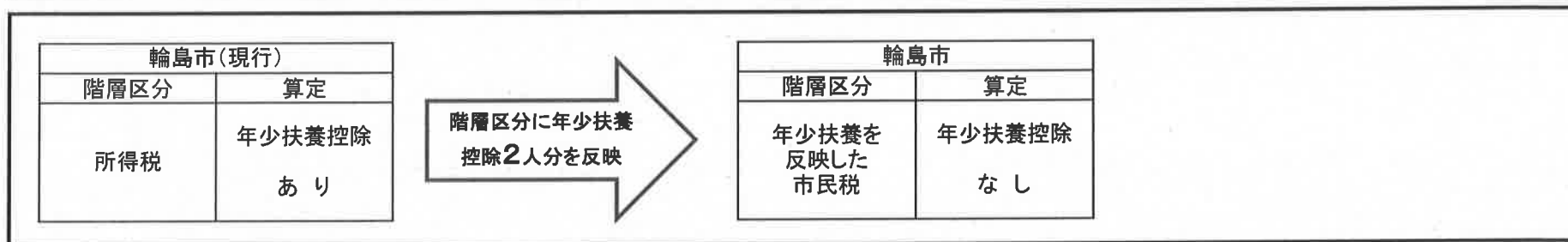
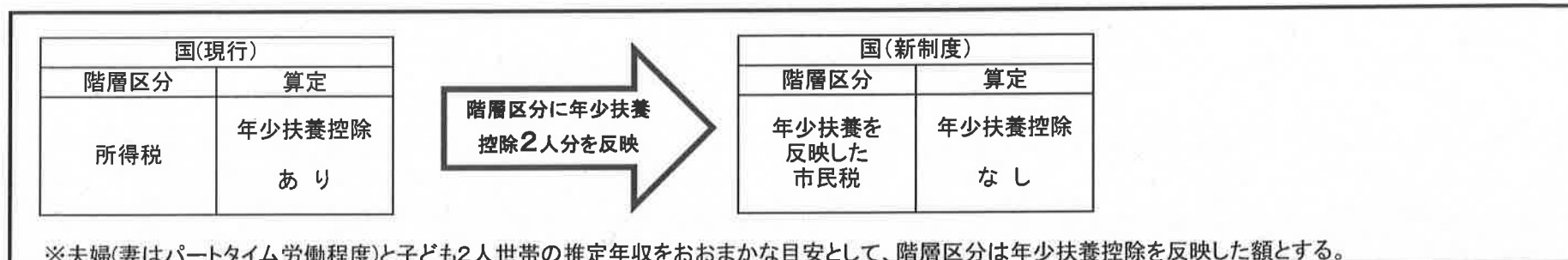
- * 年少扶養控除 … 無
- * 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。

- 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合

(単位:円)

階層区分		3歳以上		3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
2	市民税(非課税世帯)	0	0	0	0
3	市民税(所得割) 48,600円以下	15,500	15,300	18,500	18,300

階層区分の比較について



子ども・子育て支援新制度における利用者負担について(輪島市案)

・階層区分=市現行ベース ・保育料=市現行ベース+低所得者軽減 ・母子や障害世帯などの軽減=国基準+市独自(4階層以上の障害児) ・多子世帯の軽減=国基準+市独自(18歳以下)

教育標準時間認定(1号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		保育料
1	生活保護世帯	0
2	市民税(非課税世帯)	2,000
3	A 市民税(均等割のみ)	6,000
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	8,000
4	A 市民税(所得割) 73,000円未満	9,000
	B 市民税(所得割) 97,000円未満	11,000
5	A 市民税(所得割) 139,000円未満	13,000
	B 市民税(所得割) 169,000円未満	15,000
6	市民税(所得割) 199,000円未満	17,000
7	市民税(所得割) 199,000円以上	19,000

- ※ 年少扶養控除 … 無
- ※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

※ 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合 (単位:円)

階層区分		保育料
2	市民税(非課税世帯)	0
3	A 市民税(均等割のみ)	5,000
	B 市民税(所得割) 77,100円以下	7,000

※ 4階層以上の世帯において、障害児が入所する場合は1階層減じた階層の額とする。

保育認定(2号・3号)を受けた子ども

(単位:円)

階層区分		2号(3歳以上)		3号(3歳未満)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税(非課税世帯)	6,000	5,800	9,000	8,800
3	A 市民税(均等割のみ)	10,000	9,800	12,000	11,700
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	14,000	13,700	16,000	15,700
4	A 市民税(所得割) 73,000円未満	17,000	16,700	19,000	18,600
	B 市民税(所得割) 97,000円未満	20,000	19,600	22,000	21,600
5	A 市民税(所得割) 139,000円未満	25,000	24,500	27,000	26,500
	B 市民税(所得割) 169,000円未満	27,000	26,500	31,000	30,400
6	市民税(所得割) 199,000円未満	29,000	28,500	36,000	35,300
7	市民税(所得割) 199,000円以上	31,000	30,400	41,000	40,300

- ※ 年少扶養控除 … 無
- ※ 同一世帯で児童2人以上が入所している場合、2人目半額とし、3人目以降は無料。
- ※ 同一世帯で満18歳以下の児童を3人以上養育している世帯において、3人目以降は無料。

※ 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯の場合 (単位:円)

階層区分		3歳以上		3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
2	市民税(非課税世帯)	0	0	0	0
3	A 市民税(均等割のみ)	9,000	8,800	11,000	10,800
	B 市民税(所得割) 48,600円未満	13,000	12,700	15,000	14,700

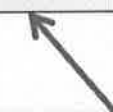
※ 4階層以上の世帯において、障害児が入所する場合は1階層減じた階層の額とする。

減免規定について

母子世帯等			
国の基準			
現行		新制度	
2階層	0円	2階層	0円
3階層	基準額-1,000円	3階層	基準額-1,000円
輪島市の基準			
現行		案	
2階層	1人目半額、2人目以降無料 15人	2階層	0円 15人
		3階層	基準額-1,000円 7人
問題点			
①減免する金額について			
国の基準	市の現行		
2階層 0円	2階層 半額		
②減免対象の階層について(その1)			
国の基準	市の現行		
2、3階層 対象	2階層のみ 対象		

在宅障害児(者)のいる世帯			
国の基準			
現行		新制度	
2階層	0円	2階層	0円
3階層	基準額-1,000円	3階層	基準額-1,000円
輪島市の基準			
現行		案	
2階層	半額 2人	2階層	0円 2人
3階層	1階層を減じた階層の基準額 8人	3階層	基準額-1,000円 2人
4階層		4階層	障害児が入所する場合は1階層減じた階層の基準額 2人
5階層		5階層	
6階層		6階層	
7階層		7階層	
問題点			
①減免する金額について			
国の基準	市の現行		
2階層 0円	2階層 半額		
②減免対象の階層について(その1)			
国の基準	市の現行		
2、3階層 対象	2～7階層 対象		

多子世帯			
国の基準			
現行		新制度	
①同時入所の場合			
2人目	半額	2人目	半額
3人目	0円	3人目	0円
輪島市の基準			
現行		案	
①同時入所の場合			
2人目	半額	2人目	半額
3人目	0円	3人目	0円
②18歳以下の児童の場合			
3人目以降	0円	3人目以降	0円



市独自の減免制度は継続。

②減免対象の階層について(その2)			
国の基準			
母子世帯等 2・3階層	=	在宅障害児(者)のいる世帯 2・3階層	
輪島市の基準			
母子世帯等 2階層	<	在宅障害児(者)のいる世帯 2～7階層	+
↓		↓	
2・3階層	=	2・3階層	
市独自			
4階層以上の障害児が入所する場合は、1階層減じた階層の基準額			
4～7階層の在宅障害児(者)のいる世帯に影響が出るため、市独自の減免制度を設ける。			
2・3階層については、国に準じて、母子と障害の減免規定を統一する。			

現行保育料との不均衡の解消について

経過措置として、次に掲げる者の平成27年4月から8月までの保育料を平成26年度末の保育料を上限として算定する。

ア. 平成26年度末時点で保育所(園)に在(園)している児童。(認定こども園を含む。)